

観光

森林組合解散に伴う今後の森林行政と  
景観条例制定について

Q 次の5点について伺う。  
1 今後の森林行政の方向性と諸施策について

2 今後の林業従事者の人材(後継者)育成と産業化について

3 景観行政団体として、景観条例制定へ向けて森林産業の再生も含め、今後、自然景観をどのように維持、向上、保全、管理をしていくのか

4 大自然との触れ合いや体験の場として、林業を観光立町の中にどう位置付けていくのか

5 生涯学習林等の考えは

A 1点目について、平成19年度から水源地環境税の導入により、地域水源林の整備の仕組みが構築され、本年度から5年間、全額交付金での整備が可能となったので、新たに「豊かな森林づくり事業」として「広葉樹林化事業」と「仙石原片平地区広葉樹林化事業」をさらに充実・強化し、豊かな水を育



お玉ヶ池と箱根の森

む森の保全再生のために、間伐・枝打ちなどを行うとともに、人工林の荒廃が進んでいる私有林8haと町有林10.75haの整備を実施するものである。また、引き続き平成20年度から23年度まで町有林や私有林の広葉樹林化や受光伐、植林、下草刈り、間伐・枝打ちを実施し、将来、モミジやヤマザクラなどの生い茂る広葉樹の名所となるよう整備していきたいと考えているが、平成24年度以降の方向性については、県の水源税の動向を見ながら決定していきたい。

2点目について、町でも長年にわたり林業の不振や生活様式の変化に伴い、県産木材の利用が減少につながっていることから、林業従事者などに対し、県の森林課と連携を図りながら、各種技術研修会に参加を呼びかけ、林業技術・技能の人材養成及び後継者の育成を図っていきたい。

3点目について、まず、景観条例制定に向けては、平成19年度中に景観計画と景観条例の原案をまとめ、その原案を町民の皆さんに供覧して、パブリックコメントの募集を行うほか、各地域で「まちづくり懇談会」を開催して説明を行い、町民の皆さんの合意形成を図った上で、都市計画審議会や議会の議決等必要な手続きを経て、平成21年4月施行を目指している。

また、森林行政の今後と産業化についてであるが、町としては、景観としての生産林や杉・檜を残しつつ、四季を通じ自然の変化を楽しめる景観を育成・整備し、国立公園としての観光の目玉として

いきたいと考えている。その一環として広葉樹林化については、仙石原片平地区の整備を継続するとともに、新たに箱根の森に隣接するお玉ヶ池を紅葉の名所にしていきたい。

4点目について、体験の場として既に森のふれあい館などで行われているウォーク・ラリーやすらぎの森などで採れた枝・葉を利用したクラフト教室、また、畑宿寄木会館での寄木細工づくり体験など、いくつか実施しているものもあるが、さらに森林と触れ合うことのできる場所として、片平地区や箱根の森の植樹にボランティアとして、参加していただくとともに、一般の方の植樹記念ができるなど再来の機会となる森林の選定なども、今後研究していきたい。

5点目について、学校林を利用した学習であるが、小・中学校の教育内容、指導体制、管理体制を考慮すると、困難であると考えている。さらに児童・生徒にこれ以上の学習内容を現状の年間教科時数の中で理解させるのは、非常に大きな負担がかかるので、ご理解をいただきたい。

編集後記

7月29日の夜、参議院議員選挙の結果が出ました。自民党の大敗は、国民が今の政治に対し、不信感を持ったことであると思います。

最大の争点となった年金問題は、社会保険庁の失策であり、首相が一人で責任を負うのは少々気の毒だと思いますが、内閣への不信感を強くしたのは、安倍首相の責任にほかならないと思います。

金と政治の問題についても、不明瞭な事務所費の処理に対し、「法に則ってやっている。」と何回も答えていた閣僚が続出しましたが、この件については、早急に法等を検討すべきであり、「領収書をすべて提出するようにする。」と答えていたら、どんなに私たちの胸のつかえが取れたことか。

私たち庶民は、1円で泣き、1円で喜んでいるので。(勝呂記)

- 議長 勝呂 昌子
- 副委員長 村野由紀子
- 委員 員 勝俣 公好